

第 57 号

# ksk-info

発行元 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会  
 電話 044-739-8722 (相談専用ダイヤル)  
 F A X 044-739-8737  
 E-mail keieisoudan@csw-kawasaki.or.jp  
 ホームページ <http://www.csw-kawasaki.or.jp>

「ksk」とは川崎市社会福祉法人経営改善支援事業の略称です  
 【Kawasakishi Shakaifukushihoujin Keieikaizenshienjigyo】

「ksk-info」は川崎市社会福祉法人経営改善支援事業が 4 半期に 1 度発行している情報誌です。  
 配信希望の川崎市内の社会福祉法人・施設に、メールまたは FAX にて、社会福祉事業の経営に関する情報や豆知識等をお届けしています。法人・施設内で情報を共有してご活用ください。

## 経営相談

社会福祉法人の法人運営・経営知識に関する相談を受け付けています。

無料

### 経営改善支援事業とは？

#### 【相談方法】

- ① 相談したいことがありましたらご連絡ください
- ② 受付後、後日コンサルタントによる回答をメール(FAX)でご返信いたします(相談内容によっては対応が難しい場合もございます)
- ③ 面談・訪問相談も可能です(日時は要相談)

#### 受付時間

- 電話：月曜日～金曜日 9 時～16 時
- メール・FAX：随時受付

#### 連絡先

- 上記電話・FAX 番号又は E-mail にアドレスにご連絡ください。



川崎市内で運営している社会福祉法人が健全な運営を図り、利用者が安心して継続的なサービスを受けられる環境を確保するための事業です。

社会福祉法人が抱える「悩み相談」から経営の健全化を目指す法人のサポートをいたします。

※ 相談内容、利用した法人名等の守秘義務が課せられており、情報は事業に係る職員のみで取扱いを行っています。

事業案内チラシはこちらをクリック

## !Topics! 社会保障・福祉政策の動向等

社会福祉法人等に関わる最新の政策動向をピックアップしてご紹介します。

### ✓ 社会福祉法等の一部を改正する法律について

国会で審議されていた「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が、令和 8 年 6 月 19 日の参議院本会議において可決され成立しました。本法には、多様で複雑な福祉ニーズに対応するための地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充や、福祉人材の安定的な確保及び定着支援、災害派遣福祉チーム(DWAT)として活動する人材登録の仕組みの整備などが含まれています。

### ✓ 令和 8 年度介護報酬・障害福祉サービス等報酬の期中改定

「強い経済」を実現する総合経済対策を踏まえ、令和 9 年度介護報酬改定を待たずに、令和 8 年 6 月に、賃上げを目的とした報酬の期中改定が実施されました。改定率は介護報酬+2.03%、障害福祉サービス等報酬+1.84%で、対象が介護職員及び福祉・介護職員から、介護従事者及び障害福祉従事者に拡大され、現場で働く幅広い職種に月額 1.0 万円(3.3%)の賃上げが実施されました。

もっと知りたい方はこちら!



- [社会福祉法等の一部を改正する法律について\(報告\)](#)(厚生労働省)
- [令和 8 年度介護報酬改定について](#)(厚生労働省)
- [令和 8 年度障害福祉サービス等報酬改定について](#)(厚生労働省)
- [全国社会福祉協議会 政策委員会ホームページ](#)
- [制度・政策情報](#)(最新の政策動向)

## 研修会のご案内 会計研修【基礎編・応用編・決算編】開催決定!!

今年度も習熟度別に 3 回の研修会を開催します。講師は、とてもわかり易い!と好評の(株)福祉総研 松本 和也氏です。初心者の方・復習したい方は基礎編から、慣れている方は応用編から、段階的に学ぶ等任意にお選びください。ご参加お待ちしております!!

- 【基礎編】令和 8 年 8 月 31 日 (月)
- 【応用編】令和 8 年 10 月 15 日 (木)
- 【決算編】令和 9 年 2 月 12 日 (金)

詳細が決まり次第、ご案内します!



相談担当専門家  
松本先生の

## あるある相談コーナー【第49回】



### 経理規程の改正

本年3月、社会福祉法人の入札契約等のルールが変更される通知改正がありました。これによって、各法人では経理規程の改正を行うこととなります。今回は、同様に経理規程の改正を要する「かし担保責任」を論点に加え、社会福祉法人の会計に関する歴史を踏まえてご紹介しようと思います。

#### (1) モデル経理規程の位置づけ

平成12年に会計基準（いわゆる旧会計基準）が制定される以前、社会福祉法人には「経理規程準則」と呼ばれていた会計処理の基準が適用されていました。当時は文字通り、厚生労働省の用意した経理規程にそのまま準拠することが求められていましたが、本来法人の経理規程は、法人が自らの実情に照らして主体的に定めるものです。経理規程に限らず社会福祉法人の実務の現場では、関係省庁等の用意した規程等を、その内容をあまり吟味することなく適用してきたという歴史があります。このような傾向は、特に専門の事務職員を置かない小規模法人では、確かに事務負担の軽減に寄与してきた面があるでしょう。しかし一方で、規程等の内容を検討することなく利用するという悪弊を生んでしまったばかりでなく、所轄庁の指導監査担当者の間にも、用意された規程等をそのまま一言一句変えることなく整備された規程が良い規程であるという、誤った認識を助長してしまう要因にもなったと言えます。

ともあれ、一般的に社会福祉法人の経理規程には、平成28年の社会福祉法改正に合わせて全国社会福祉法人経営者協議会から示された「モデル経理規程（平成29年版）」（以下「モデル経理規程」と言います。）を利用しているのが通例でしょう。

モデル経理規程の序文には、右のように記載されています（下線は筆者。以下同じ。）。モデル経理規程は、どのような社会福祉事業を行う法人にも適用できるよう、網羅的に策定されていると考えられます。そのため法人によっては、モデル経理規程をそのまま適用すると、不要な条文や規定が含まれることが珍しくありません。そのような事態を避けるためには、法人名、小口現金の保有限度額、預金口座への入金期限などのみを変更して使用するのではなく、内容をよく吟味して不要な条文は削除するなど、自らの法人の実情に合うように定めることが望まれます。

「社会福祉法人モデル経理規程(平成29年版)」序文  
2. 「社会福祉法人モデル経理規程」の基本方針  
本モデル経理規程は社会福祉法人に画一的な規程の作成を強いるものではなく、各法人は、本モデル経理規程を参考資料のひとつとして活用いただき、それぞれの事情に応じた法人独自の経理規程を策定し、管理組織の運営に役立つことができれば幸甚に存じます。

#### (2) 随意契約に係る上限額の範囲

法人が経理規程に定めるべき契約のルールは、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成29年3月29日／厚生労働省4部局課長連名通知。以下「入札契約通知」と言います。）に示されています。この入札契約通知は本年3月17日に改正され、2社の相見積もりで可とされる契約金額の範囲が右のように緩和、改正されました。言い換えれば、この額を超える場合には3社の相見積もりが必要になるという額の改正です。これは貨幣価値の変動や昨今の物価高騰なども踏まえた規制緩和で、法人の経理規程を変更することにより、2社の相見積もりでよいとされる範囲が広がることとなります。

< 2社相見積もりで可とされる上限額 >

	改正前	改正後
工事又は製造の請負	250万円	400万円
食料品・物品等の買入れ	160万円	300万円
上記に掲げるもの以外	100万円	200万円

例えば200万円の物品を購入する場合に必要な相見積もりの数は、従前の経理規程では160万円を超えているので3社、新しい経理規程では300万円に満たないので2社です。つまり今回の改正は

“規制の緩和”です。したがって現時点で改正できていない場合には、通知よりも法人の経理規程の方が厳しい規定になっている状態ですので、そのままでも問題はありませぬ。ただ早めの改正が望ましいことには変わりはないので、できるだけ早いタイミングで改正に着手することをお勧めします。

なおこの通知改正は3月17日ですが、その鑑文には「令和8年4月1日より適用する」と書かれていますので、3月下旬の理事会ですでに改正を承認していたとしても、改正後の経理規程の適用は令和8年4月1日以降となることに注意してください。

随意契約が可能な額の上限については、従前通りで変更はありません。

### (3) 民法改正による「かし担保責任」の取扱い

ある地方で私のお客様の社会福祉法人の指導監査に同席したところ、「かし担保責任」に関する経理規程の改正について、助言がありました。

契約にあたっての契約書の作成方法に関する条文として、モデル経理規程には右のような記述があります。そして契約書に記載すべき事項として、(6)に「かし担保責任」が挙げられています。

「かし」は漢字では「瑕疵」と書きますが、傷や欠点などのことを意味する言葉で、本来あるべき機能・品質・性能・状態が備わっていないことを表します。また「担保する」とは約束事や契約を保証する、という意味で、「かし担保責任」とは“傷や欠点があったときに負うべき損害賠償などの責任”のことです。この条文は小規模法人用のモデル経理規程にも、同様のものが用意されています。

「かし担保責任」とは、売買契約に基づいて買主へ引き渡された物に、引渡しを受けたときには知り得なかった瑕疵があったとき、売主が買主に対して負う責任のことです。かし担保責任は不動産売買を例に述べられることが多いようですが、不動産以外のものの売買でも同様の意味で使用されます。

令和2年の民法の改正に際し、「かし担保責任」は「契約不適合責任」に変更されました。改正前の民法に定められた「かし担保責任」は、引き渡し時に買主が知り得なかった瑕疵に対する損害賠償請求の権利を認めたもので、買主は契約を解除する権利を有し、契約を解除できないときは損害賠償の請求を行うことができることとされていました。

しかし改正民法における「契約不適合責任」では、対象物の補修、代替物の引渡しなどを求める権利や、不適合の程度によって契約解除を行う権利を認めたほか、権利の範囲とともに権利行使期間が拡充され、買主の権利を広く認めた内容になっています。したがって「かし担保責任」を「契約不適合責任」に変更することにより、法人にとっての権利の範囲が広がることとなります。

法改正についてはこれ以上の詳述を割愛しますが、(2)で紹介した随意契約に係る上限額の改正に合わせて、できるだけ早い経理規程改正のタイミングに合わせて、一緒に改正しておくことが望ましいでしょう。

経理規程は、新しい事業を開始した場合などにも、拠点区分の名称変更や別表として定めた勘定科目に変更が生じる場合があります。必要な改正を失念しないようにしましょう。 […Fin…]

#### 「社会福祉法人モデル経理規程(平成29年版)」 (契約書の作成)

第75条 契約担当者は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成するものとし、その契約書には契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
- (3) 監査及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) かし担保責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) その他必要な事項

連載記事執筆

相談担当の専門家

**松本 和也 氏**



松本氏は当事業の相談を担当している専門家です。全国各地で研修会開催、書籍の出版などの活動を行っています。会計、人事、労務、施設運営、法人設立など、社会福祉法人の経営に関わるすべてのサポートを行う株式会社 福祉総研の前代表取締役です。

松本先生執筆！過去の掲載記事は[こちら](#)をクリック👉！！

川崎市社協では、実施する事業や活動、地域で取り組まれる活動や福祉情報など、皆さまにお知らせしたい様々な情報を動画にて配信しています。ぜひ、チャンネル登録をお願いします！



川崎市社協キャラクター  
ななふく

YouTube ななふくチャンネル

動画で知ろう、地域の今

「ななふくチャンネル」は、地域の活動・人の思い・日常の変化を届ける YouTubeチャンネルです

ななふくチャンネルでわかる3つのこと！

- ① 地域のリアル  
市内のボランティアや支え合い活動を現場の声とともにお届け。自分の住まちをもっと好きになる！
- ② 災害と防災  
いざという時に役立つ、防災のコツや備え。知って損ナシの豆知識を動画でチェックできます。
- ③ 社協のこと  
「社協」ってどんな組織？実はあまり知られていない私たち社協の仕事を発信しています。



見逃せないイチオシ動画 6選

まずはここから！川崎の福祉や地域活動の現場のリアルが伝わる、おすすめ動画6本をご紹介します。

**地域活動紹介**

企業も地域住民も活用中!!  
川崎区京町老人いこいの家

企業も地域住民も活用中!!  
川崎区 京町老人いこいの家  
シニア世代のオアシス「老人いこいの家」をレポート！  
企業が開催する健康教室や、利用者によるハンドメイド作品を紹介しています。

**もしものとき 水でつくるカップ麺** 防災豆知識

職員で試食してみた

「水でつくるカップ麺」  
職員で試食してみた  
電気・ガスが使えない「もしもの」時、食べ物はどうする?!  
水を注いだカップ麺ははたして美味しく食べられるのか、職員が実食してみました。

**社協を知る 10分でわかる 川崎市社会福祉協議会 ってどんなところ?**

10分でわかる!  
川崎市社協ってどんなところ?  
①困っている人を助ける ②困っている人を助ける人を支援する ③困っていない人が将来困らないようにする ④支援を広げる、という4つの視点で社協事業をご紹介します。

**福祉教育の推進 夏休み福祉・ボランティア体験学習 「チャレボラ」**

夏休み福祉・ボランティア体験学習  
【チャレボラ】インタビュー  
子ども向け夏の人気プログラム「チャレンジボランティア」を徹底解剖。受入施設の皆さん、講師の牧岡英夫先生からのメッセージ動画です。

**非常時・停電時の灯り 防災豆知識 ペットボトルランタン**

試してみた

「ペットボトルランタン」を試してみた  
懐中電灯とペットボトルで、災害時に役立つ「簡易ランタン」作り。どのくらいの明るさになるか、さまざまなシチュエーションで実証します。

**社協を知る 社協で働いていて大変なことは? 川崎市社協職員が語る! 社協で働く上での本音トーク**

川崎市社協職員が語る!  
社協で働く上での本音トーク  
川崎市社協で働く職員が本音で語る座談会!社協で働くやりがいや強み、大変なことなど、普段はなかなか聞けない質問もリアルに回答しています。



動画、スタッフが作ってます。  
動画は、企画出しから取材・撮影・編集まで社協職員が担当!地域や福祉、社協のリアルを、気軽に感じてもらえるとうれしいです。

YouTube チャンネル登録お願いします!

ななふくチャンネル @kawasaki-shakyo

ななふくチャンネル

次号は令和8年9月に発行予定です。お楽しみに!  
情報誌や事業に関してご意見やご感想がございましたら下記までご連絡ください。

経営改善支援事業情報誌「ksk-info」バックナンバー

